

お 知 ら せ

函 病 管 庶

令和 7 年 (2025 年) 3 月 2 7 日

報 道 機 関 各 位

函館市病院局管理部長

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、
お知らせいたします。

〒041-8680

函館市港町1丁目10番1号

函館市病院局

管理部庶務課庶務係

TEL 0138-43-2000 内線 4202

FAX 0138-43-4434

職員の懲戒処分公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

該当職員の所属等	所属 病院局・一般職 年代 40代
違反日時	令和7年2月2日 午前1時11分頃
事案の概要	当該職員は、令和7年2月1日21時頃から同日24時頃にかけて、飲食店で飲酒後、帰宅するため運転代行会社に連絡を試みるも電話が繋がらず、飲食店の駐車場に駐車していた自家用車を運転し、運転代行会社まで向かったところ、市内梁川町18番付近道路で警察に停止を求められ、呼気検査により0.15mg/l以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。 その後、道路交通法違反によって同年2月19日付けで罰金30万円の略式命令、同年3月13日付けで90日間の運転免許停止処分を受けた。
処分内容	停職3月
処分年月日	令和7年3月27日

担当 函館市病院局管理部庶務課 熊木 電話 43-2000(内線 4202)